

建築基準法第85条第5項の仮設建築物の許可について

*** 事前相談 1** (審査期間：概ね2週間)

- ・ 仮設建築物とすることが可能かの事前審査をします。

*** 事前相談 2** (審査期間：確認申請と同等程度の期間を要します)

- * 事前相談書の提出 (許可申請書の事前審査をします。)
- ・ 提出部数：1部
- ・ 事前相談時は、図面や申請書への押印がなくても可です。

*** 許可申請** (審査期間：標準処理期間 30日)

- * 許可申請書の提出 (事前相談の指摘事項を修正し提出をしてください。)
- ・ 提出部数：3部 (正・副・消防) (・副・消防は、コピーでも可です。)
- ・ 申請手数料 120,000円/件

*** 申請図書 (事前相談 1)**

	図 書	備 考
※	事前相談書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当課書式 ・ 様式は当課ウェブサイトにてデータの取得ができます。 ・ 本市書式。押印は不要です。
1	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本建築物との関連がわかるもの ・ 解体時期を明記 ・ 審査基準3 (2) 仮設店舗等、(3) 仮設展示用住宅 (モデルルーム)、(5) 仮設現場事務所の場合のみ
2	本建築物の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準3 (2) 仮設店舗等の場合のみ
3	付近見取図 (案内図)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色付け：申請地は赤囲い ・ 審査基準3 (3) 仮設展示用住宅 (モデルルーム) の場合は、本建築物までの距離を記載。 ・ 審査基準3 (5) 仮設現場事務所の場合は、工事現場までの距離を記載。
4	配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設建築物の概要
5	各階平面図	

※上記のほか、事前相談審査により、必要な図書の添付を求める場合があります。

裏面へ

■お問い合わせ先

平塚市まちづくり政策部建築指導課

TEL：0463-22-1111 (代表) 2607、2608 (内線)

FAX：0463-21-9769

H P：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_01919.html (審査基準)

* 申請図書（事前相談２・許可申請共）

	図 書	備 考
※	事前相談書 * 事前相談時のみ	<ul style="list-style-type: none"> 当課書式 様式は当課ウェブサイトでデータの取得ができます。 本市書式。押印は不要です。
※	平塚市 確認申請チェックシート * 本申請時のみ	<ul style="list-style-type: none"> 当課様式 様式は当課ウェブサイトでデータの取得ができます。 申請受付前に、関係各課で確認印を取得するもの。
1	許可申請書（建築物） （法定様式：第４４号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 法定様式です。
2	委任状	<ul style="list-style-type: none"> 任意書式です。 代理者は、建築士又は行政書士である必要があります。
3	理由書	<ul style="list-style-type: none"> 任意書式です。 緩和したい条文を記載してください。 安全上、防火上及び衛生上支障がないとする理由を具体的に記載してください。
4	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 任意書式です。
5	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 本建築物との関連がわかるもの 解体時期を明記 審査基準３（２）仮設店舗等、（３）仮設展示用住宅（モデルルーム）、（５）仮設現場事務所の場合のみ
6	確認済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 本建築物のもの 審査基準３（２）仮設店舗等、（３）仮設展示用住宅（モデルルーム）、（５）仮設現場事務所の場合のみ
7	付近見取図（案内図）	<ul style="list-style-type: none"> 色付け：申請地は赤囲い 審査基準３（３）仮設展示用住宅（モデルルーム）の場合は、本建築物までの距離を記載。 審査基準３（５）仮設現場事務所の場合は、工事現場までの距離を記載。
8	法６条第１項各号に要求される 規則第１条の３第１項で定めら れた図書	<ul style="list-style-type: none"> 確認申請と同様の図書を添付してください。

※各図面の記載事項等は、上記備考欄のほか確認申請（基準法施行規則）と同様です。

※上記のほか、事前相談審査により、必要な図書の添付を求める場合があります。

※下記HPの審査基準は、一般的な基準を定めたものです。また、審査基準の技術基準は仮設建築物として、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる最低限の性能を示しており、本設同等の性能とすることを妨げるものではありません。